

議案第12号

養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例
養父市国民健康保険条例（平成16年養父市条例第152号）の一部を次のよう
に改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る養父市国民健康保険条例
第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第12号 養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、<u>40万8,000円</u>に1万2,000円を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、<u>48万8,000円</u>に1万2,000円を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>